

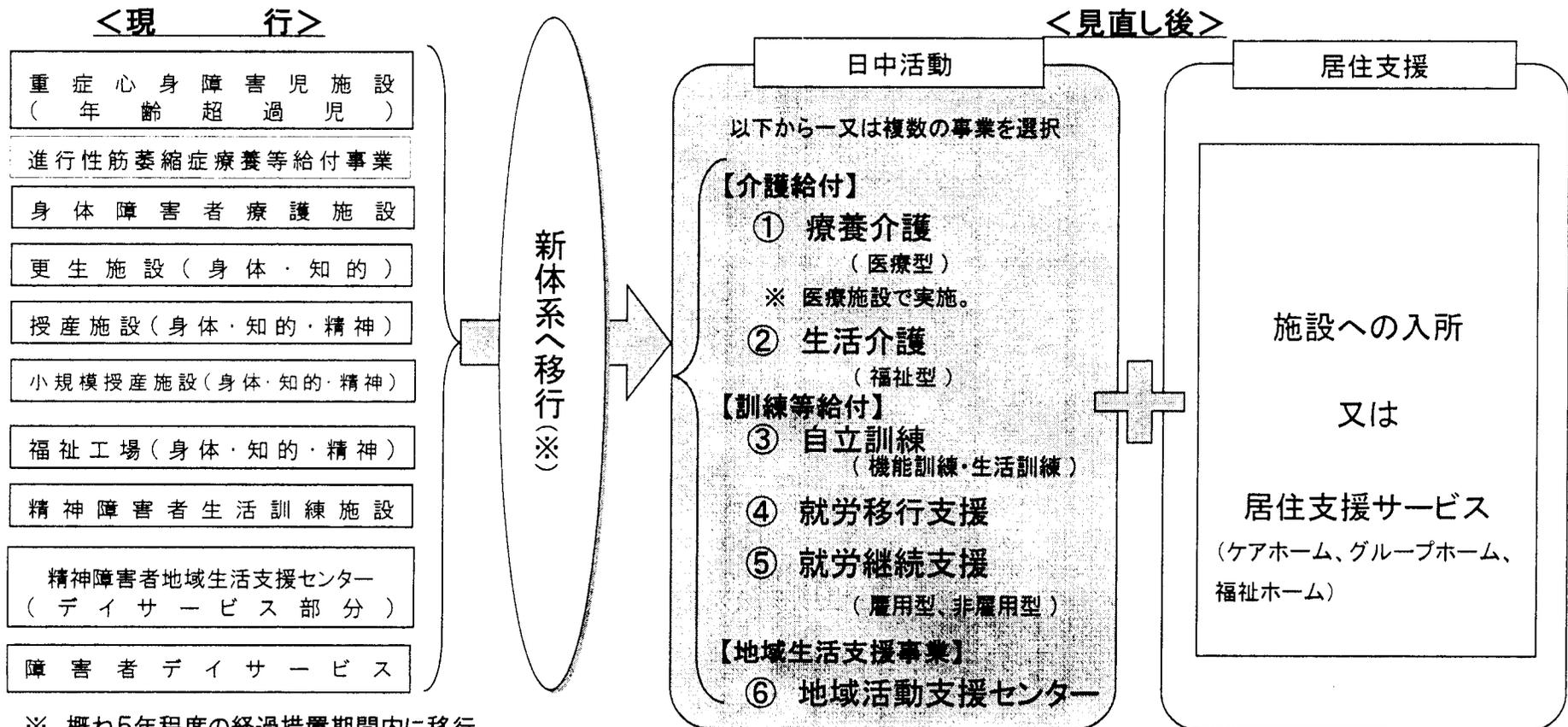
新しい事業体系へ向けた見直しについて

1. 新しい事業体系へ向けた見直し(案)

施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

日中活動サービスの概要

(1) 介護給付

	療養介護	生活介護
給付の種類	介護給付	
利用者	医療を要する者であって、かつ、常時介護を要し、障害程度が一定以上の障害者	常時介護を要する者であって、障害程度が一定以上の障害者
サービス内容	療養上の管理や医学的管理の下における介護 等	入浴、排泄、食事等の介護や生産活動の機会の提供 等
利用期限	制度上、期限の定めなし	
夜間の生活の場	病院	施設入所支援の利用可

(2) 訓練等給付

	自立訓練	
	(機能訓練)	(生活訓練)
	<p>効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施。 必要に応じ、施設入所などの利用も可能とする。</p>	
給付の種類	訓練等給付	
利用者	<p>地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の必要がある身体障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>① 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者</p> <p>② 盲・聾養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障害者・精神障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>① 病院や施設を退院、退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害者・精神障害者</p> <p>② 養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションが必要な知的障害者・精神障害者</p>
サービス内容	身体的リハビリテーションの実施 等	社会的リハビリテーションの実施 等
利用期限	制度上、期限の定めあり	
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可。	

	就労移行支援	就労継続支援	
		(雇用型)	(非雇用型)
給付の種類	訓練等給付		
利用者	<p>一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>① 一般企業への就労を希望する者</p> <p>② 技術を習得し、在宅で就労等を希望する者</p>	<p>雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>① 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 盲・聾養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 一般企業を離職した者又は就労経験のある者</p>	<p>就労の機会を通じて、生産活動に係る知識及び能力の向上が期待される障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>① 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 一般企業等での就労経験のある者で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な者</p> <p>③ ①・②以外の者であって、一定の年齢に達している者</p>
サービス内容	一般企業の雇用に向けた移行支援 等	雇用にに基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援 等	一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、OJTの実施、雇用形態への移行支援 等
利用期限	制度上、期限の定めあり	制度上、期限の定めなし	
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可。	※ 経過的な措置について、検討。	

居住支援サービスの概要

給付の種類	施設への入所	
給付の種類	介護給付	訓練等給付
利用者	生活介護を受けている者	自立訓練、就労移行支援を受けている者 であって、次のいずれかに該当する者 ・その生活能力から単身の生活が困難な者 ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な者
サービス内容	利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場等を提供する	利用者が自立訓練及び就労移行支援を効果的に利用できるよう、夜間における居住の場等を提供する
利用期限	制度上、期限の定めなし	制度上、期限の定めあり
食事提供	事業者が利用者に提供(応諾義務)	

	ケアホーム	グループホーム
給付の種類	介護給付	訓練等給付
利用者像	介護を要する知的障害者・精神障害者	介護が必要でない知的障害者・精神障害者であって、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている者
サービス内容	共同生活の場における日常生活上の世話、介護サービス等	共同生活の場における日常生活上の世話等
利用期限	制度上、期限の定めなし	
住居提供	事業者が利用者に提供(賃貸借契約) 事業者は、当該物件を賃借・所有の形態で提供できる状態を確保	
食事提供	事業者が利用者に提供(任意)	